

令和7年度第1回  
立川市医療的ケア児支援関係者会議・全体会録

令和7年5月29日（木）

立川市福祉部障害福祉課

# 令和7年度第1回立川市医療的ケア児支援関係者会議・全体会次第

日時 令和7年5月29日(木)

午後2時～午後4時

場所 立川市役所本庁101会議室

- 1 開 会
- 2 委員紹介（自己紹介）、辞令交付（交代委員のみ）
- 3 組織改正についての説明
- 4 各課からの報告・情報提供
  - 1) 障害福祉課より  
令和6年度立川市在宅レスパイト・就労等支援事業実績
  - 2) 児童発達支援センター  
児童発達支援センター設置について
  - 3) 保育課より  
立川市保育園における医療的ケアの実施に関するガイドライン運用状況  
令和6、7年度の医療的ケア児の受け入れ状況等
  - 4) 教育支援課より  
立川市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン運用状況  
令和6、7年度の医療的ケア児の受け入れ状況等
  - 5) 子ども育成課より  
令和6、7年度の医療的ケア児の受け入れ状況等
  - 6) その他
- 5 委員からの報告・情報提供
- 6 令和7年度の主な取り組みについて  
テーマ「医療的ケア児支援コーディネーター配置に向けて」
- 7 その他

《配布資料》

- 資料1：令和7年度立川市医療的ケア児支援関係者会議 委員名簿
- 資料2：子ども家庭部令和7年度組織改正後の事務分掌
- 資料3：立川市医療的ケア児支援関係者会議設置要綱
- 資料4：立川市在宅レスパイト・就労支援事業実績
- 資料5：令和7年度医療的ケア児支援関係者会議日程表
- 資料6：立川市医療的ケア児支援におけるロードマップ
- 資料7：立川市における医療的ケア児の取り組み経過
- 資料8：立川市医療的ケア児等コーディネーターの役割
- 資料9：東京都医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業

午後2時 開会

○障害福祉課長 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今より令和7年度第1回立川市医療的ケア児支援関係者会議を開催させていただきます。

本日の進行を務めさせていただきます、立川市福祉部障害福祉課長です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

初めに、この会議につきましては公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また発言につきましては、記録の関係上、マイクを通じて発言をお願いできればと思います。

まず初めに、本日使用する資料の確認をさせていただきます。事前にメールにてお送りしておりましたが、資料につきましては机上に配付させていただいております。本日の次第が1枚、右上に資料番号が振っております。資料1から資料9になります。

また、資料の一番最後に、番号は振っておりませんが、医療的ケアが必要なお子様のためにというリーフレットがございます。このリーフレットは案の段階でございますので、一部修正を加え、市民への配付を予定しております。

お配りした資料、不足、不明点等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。特にないようでしたら、これより議事の進行をA会長にお願いしたいと存じます。A会長よろしくお願いいたします。

○A会長 会長を拝命しています。よろしくお願いいたします。

それでは初めに、次第の2をご覧ください、委員の辞令交付について進めていきたいと思っておりますので、新委員の方について辞令交付を事務局からお願いします。

○障害福祉課長 それでは資料1をご覧ください。現在の皆様の任期につきまして説明させていただきます。

立川市医療的ケア児支援関係者会議の委員任期につきましては、要綱上3年としておりまして、これまで皆様の任期は令和7年6月2日までとさせていただいております。

要綱制定当初より任命日を会議当日としていたため、任期終了日も年度途中となっておりますが、この任期について、これまでどおり年度途中の会議日を任期の初めとする運用では、年度ごとの会議の開催日によって任期期間に齟齬が生じることから、今期より4月1日から3年後になります令和9年3月31日までに整理させていただきたいと考えております。

今年度から本会議に参加される4名の新委員の皆様の任期は、令和7年4月1日から令和9

年3月31日までとなります。なお、任期が本年6月2日までの皆様におかれましては、ここで令和7年6月3日から令和9年3月31日までの辞令を後ほど郵送させていただく予定であります。では、辞令を交付させていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 【辞令交付】

それでは、今辞令を交付させていただきました4名の皆様より、簡単に自己紹介をいただければと存じます。名簿の上、B氏からよろしくお願いいたします。

○B氏（C委員代理） すみません、Cが所内の会議のため、代理で同じ立川市担当の保健師でBと申します。今回、代理で来させていただいていますので、よろしくお願いいたします。

○D委員 皆さん、こんにちは。私、立川市法人立保育園園長会の担当になりました。N保育園の園長をしております。

まだ分からないことがたくさんありますが、勉強しながら一緒に考えていければなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○E委員 皆さん、こんにちは。立川市立小学校校長会より参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本校で医療的ケアが必要なお子さんを今年度から受け入れたので、ここでしっかり勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○F委員 M特別支援学校の校長です。どうぞよろしくお願いいたします。

本校は、立川市在住のお子さんが、現在31名おりまして、そのうち医療の必要な方は12名で、本校の学校の案内が昨日出来たものですから持ってまいりました。開けていただくと子供たちの写真があるんですが、そこで小学部の高学年、それから中学部のところのお子さんは立川市在住のお子さんで、中学部でお顔が出ているのが医療的ケアの必要なお子さんで、高学年のところは、医療的ケアは必要ないけれども、これから卒業後に立川のほうへ戻ってくるお子さんになっておりますので、またよろしくお願いいたします。以上です。

○障害福祉課長 はい、ありがとうございました。

4名の委員の皆様、3年間よろしくお願いいたします。

○A会長 ありがとうございます。

それでは、新年度になりましたので、改めまして皆さん、委員の簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。それぞれの抱えている課題については、次第の5に委員からの報告・情報提供とありますので、そこでしっかりと話ししていただければと思います。

それでは、私の隣のGさんからいきましょう。

○G委員 立川市医師会のほうから出ております。Sクリニックの私は医師をしているんですけども、6月3日から院長のPに代わりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私どものクリニックは、ご存じのように在宅診療部がありまして、現在立川市のお子さんも含め、近隣のお子さん90数名、医療的ケアがあり在宅訪問をしております。そういう関係で、委員をさせていただいていると思います。よろしくお願いいたします。

○H委員 立川市歯科医師会の理事です。歯科医師会では、障害者の方が治療できる施設というのが、立川市に今はないので、それを誘致という形で都のほうに働きかけており、できれば立川市のほうに作っていただけないかということで動いています。

あと、立川の障害者施設のほうに訪問して、健診とフッ素洗口というのを行っております。僕自身は、立川駅近くの商業ビルで開業してまして、そこでは一般診療から外科矯正まで行っております。よろしくお願いいたします。

○A会長 お願いします。

○I委員 薬剤師会理事をしております。よろしくお願いいたします。私は、主に公衆衛生担当の理事でございますが、できるだけ情報を持ち帰って会員に周知してまいりたいと思います。個人的にですが、そのほか東京都薬剤師会では薬事を担当させていただいております。また、これからもいろんな情報を共有させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○A会長 Jさん、お願いします。

○J委員 皆様、こんにちは。私は、T医療センターの在宅診療科というところに勤めております。また、そこにある東京都医療的ケア児支援センターにも所属しており、医療的ケア児等支援コーディネーターの方とも連携するような施設になっております。皆様からいろいろな情報をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○A会長 K委員。

○K委員 こんにちは。H療育センターの在宅支援室に勤務しております看護師です。やっと、短期入所を少しずつ増やして回せるようになってきました。医療的ケアの多い方を多く受け入れていけるようにしています。また、障害児歯科も全身麻酔の治療が少しずつ進むようになってきましたので、コロナ前に少しずつ戻りつつあります。

今年は療育のほうでも、花火大会と東大和フェスタという行事に地域の方が参加できるようになりますので、皆さん、ぜひ参加してください。以上です。

○A会長 うちの家から見えます。いつもありがとうございます。Lさん、お願いします。

○L委員 こんにちは。N訪問看護ステーションの看護師です。訪問看護ステーション連絡会

というのがあります。訪問看護としてご自宅のへ医療的ケア児の訪問をさせていただいております。立川市の訪問看護ステーションが、今26か所ぐらいありまして、地域のステーションで医療的ケア児を受け入れていこうということで勉強会をしたりして、専門ではない看護師もどんどん勉強して、少しずつ受入れをしているところです。

在宅レスパイトも始まっていますので、少しずついろんな事業所が受入れを始めていて、地域でみんなで支えていこうと頑張っています。よろしくお願いします。

○A会長 それでは、先ほどお話ししていただきましたので、Mさん。

○M委員 皆様、こんにちは。昭島市にあります一般社団法人で、放課後等デイサービス2か所と、児童発達支援と生活介護の多機能型事業所を運営しております。

昭島市にありますが、立川在住の方も全ての事業にご利用いただいています。事業所として行政とどういふふうに関連して、医療的ケア児の方たちの生活を支援していったらいいかということ、一緒に勉強させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○A会長 Nさん。

○N委員 T小児療育病院のNと申します。T小児療育病院では通所がございまして、その通所の中には青年部と幼少部があります。幼少部は児童発達支援ということで、5～6名程度の小さなところではあるんですけども、なかなかほかに通えない重症の方とか、お母さんつきで1日は一般の保育園に行って、そのほかフォローはうちでしているとか、そういう方を含めてカバーしているところです。どうぞよろしくお願いいたします。

○A会長 Oさん、お願いします。

○O委員 立川市私立幼稚園協会からまいっております、T幼稚園の理事長、Oと申します。お世話になります。私個人としては、建築も土木も1級の資格を持っているものですから、建物のことは分かっているのですが、私ども小さな幼稚園でございまして、建物の規模から申しますと、ちょっと医療的ケアを必要とされるお子様の受入れは難しいと思います。それでも、ここでは大変有意義なお話を、毎回、聞かせていただいていますので、できれば参画したいと思います。よろしくお願いいたします。

○A会長 全員話が終わりましたので、行政のほうからお願いします。

○障害福祉課長 行政側につきましても組織改正がございましたので、名簿順にご挨拶をさせていただきます。なお、所用により福祉部長は、会議途中からの参加、教育部長は本日欠席となっております。それではお願いします。

○子ども家庭部長 それでは、お手元の資料1の裏面をご覧ください。上の表でございまして。

この表に沿いまして、この順にご挨拶を申し上げます。私は、立川市の子ども家庭部長です。どうぞよろしくお願いいたします。

○子ども家庭センター長 はじめまして。子ども家庭センター長です。よろしくお願いいたします。

○児童発達支援センター長 児童発達支援センター長です。よろしくお願いいたします。

○子ども育成課長 子ども育成課長です。どうぞよろしくお願いいたします。

○保育振興担当課長 この4月より保育振興担当課長になりました。よろしくお願いいたします。

○障害福祉課長 改めまして、この4月の人事異動により障害福祉課長を拝命しました。よろしくお願いいたします。

○教育支援課長 教育支援課長です。よろしくお願いいたします。

○障害福祉課長 なお、ドリーム学園園長についても、後ほど遅れて出席させていただきます。よろしくお願いいたします。

○A会長 それでは、このメンバーで令和9年度までの任期ということで、よろしくお願いいたしますと思います。なお、私、自分のことを言うのを忘れましたが、NPO地域ケアさぼりと研究所の理事をしておりますAと申します。今、会長を拝命しているところですが、ここで任期が切れるということなので、3年ごとですからね、ということで、本日、司会を務めていきたいと思います。

それでは、次第に沿っていききたいと思います。次第の3番目、組織改正についての説明ということで、事務局のほうからお願いします。

○子ども家庭部長 では、子ども家庭部よりご説明申し上げます。

先ほど障害福祉課長からもご紹介いたしました、本年4月1日付で立川市役所、大変大きな組織改正がございました。10年に一度計画いたします長期総合計画が改定されたことに伴いまして、様々な諸課題に合わせた基本事業の成り立ちに沿って、組織改正をいたしました。

子ども家庭部につきましては、令和6年から設置義務が国の法律によって課せられました子ども家庭センターの設置がございましたので、かなり大がかりで、子ども家庭部の中に、かつての健康推進課母子保健係が包含されたような形で改正をしております。

お手元の資料2をご覧ください。ちょっとA3版でないと入らないぐらいにびっちりになってしまいましたけれども、もともと子ども家庭部の中にありました課の子ども家庭支援センターが、母子保健の係を包含いたしまして、子ども家庭センターとして新たに生まれ変わってお

ります。そして、子ども家庭センターの設置ガイドラインに基づきまして、専門職の統括を行うスーパーバイザーとして、統括支援担当課長も配置をされています。

また、児童発達支援センターをここで新たに設置いたします。これまでは柴崎町にありましたドリーム学園、場所が離れたところでございますが、それと子ども家庭支援センターの中にあつた発達支援係が統合されまして、児童発達支援センターとして、東京都の認可としてはこの6月1日付で正式に発足することになります。

また今春、子ども育成課の中に医療的ケア児の入所相談や環境調整を行うため、「学童保育指導支援係」を新設しています。保育課についてはそのままでございますが、やはり医療的ケア児の受入れについては大きな課題として認識をしております。

めくっていただきまして、こちら、表題に立川市子育て支援・保健センターはぐるりんの取扱い業務とご紹介をしています。本日、机上に追加で置かせていただきましたカラーのパンフレットをお手元にご覧ください。

今月5月7日に、立川市子育て支援・保健センターはぐるりんがオープンをいたしました。以前から子ども未来センターの隣で建設を進めておりましたので、遠くから眺めていただいていた方もおいでだったのではないかと思いますけれども、立川市、様々な公共施設を再編しながら、正直言って、床面積も減らしながら業務の効率化を進めていくという、前期施設整備計画というのを進めておりました。また、その際に、どの施設とどの施設を融合させていくと、より市民サービスが効果的、効率的にレベルアップできるのかという観点で検討いたしまして、ちょうど計画途上でありました子ども家庭センター、そして児童発達支援センターのほかに、健康推進課と、そして、今まで子ども未来センターの中でずっとアイドリングを行ってこられた教育支援課との接続というのも、この機に1つにまとめまして、子育て支援・保健センターとして1か所で業務が行えるようになっていきます。

古くは、立川市、今からちょうど20年前でございますけれども、2005年、平成17年に初めての次世代育成支援計画を作った際に、立川市では夢育て・たちかわ子ども21プランという名称でございますが、そのときに市民委員の皆さんから、市民提案重点プロジェクトの1つとして、発達に課題のあるお子さんの相談がワンストップで、そこで完結できるような、そんな施設をいつか立川に作ってほしいというような熱いご要望いただいていた。20年かかって、やっと児童発達支援センターが結実したというような、大変に私どももうれしく思いながら、今月オープンをしたところでございます。

市民サービスのところについては、比較的ゆったりと作ってございますので、写真をご覧ください

ただ範囲では、まだ備品などが入っていないので、なかなか業務のイメージを持っていたことが難しい写真もございますけれども、ぜひお近くにお越しの際はお立ち寄りをいただき、中もご覧いただければというふうに思っております。

この機に、先ほどもお話をしましたように、柴崎町にありましたドリーム学園、療育の通園施設でございますが、こちらと高松町にありました健康会館を、こちらに1つの施設としてまとめております。これからは、妊娠期、妊娠前から18歳までの接続を、ライフステージに応じて、様々な機関と連携をしながら業務を行っていくイメージといたしまして、資料2のホチキス留めで、もう一枚資料をお付けしております。

横長の表でございますけれども、まだまだ及ばない部分もございますが、これからは妊娠期から18歳まで、途切れ・すき間なく、切れ目なく支援がつながっていけるような、各課の連携強化を図ってまいりたいと考えております。

本庁舎にあります障害福祉課との連携ですとか、まだまだ発展途上の部分はございますけれども、1つ施設がリニューアルをして誕生したということを機に、これからも各関係機関の皆様とも、強い連携を結びながら業務を進めていけたらと思っております。どうぞご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

○A会長 ありがとうございます。ご説明をいただきました。長らくこの立川市のほうで、行政の組織とかを見てきたGさんのほうから、少し感想とか言っていたらなと思います。

○G委員 ありがとうございます。20年来の念願であったそのセンターができたということで、本当に私たち喜んでおりますが、今日は医療的ケアの会議なので、その視点から少しだけお伺いしたい点と感想等を述べさせていただきます。

健康推進課ですね、それが、結局子ども家庭部の一部に移管されたというふうに解釈すべきなのか、健康推進課の中の業務が一部兼務しているのか、この辺が子ども家庭部と健康推進課の業務が何となく積然としないというのが、ちょっとこの組織図でイメージが湧いたことと、それからあと、子ども家庭部の機能自体がはぐくりんと、それからあと市役所に分かれているということだろうと思うので、その辺のお仕事の兼務であったり、いろんなことの連携って、今までも分かれている部分はあったと思うんですけれども、その辺のところはどうなっているのかなというのと、あと、一番最後に大事なことは、医療的ケア児ってどこに入るの、どこに入れたらいいんですかっていうのを、ぜひコメントいただければというふうに思います。

○子ども家庭部長 相談機能といたしましては、これまで子ども未来センターの中で、子ども家庭支援センターと教育支援課が1つのところにあり、ですので、健康推進課の母子保健係に

については完全に子ども家庭部で吸収いたしました。係ごと来ましたので、新たに母子保健係という名前を変えて、こんにちは赤ちゃん係とか子ども健診係というふうに、係の名称も変わっており、母子保健の部分については完全に子ども家庭部のほうに移管されています。ですので、乳幼児健診から発達相談の部分については、子ども家庭部で1本でできるようになっています。

医療的ケア児の担当ですけれども、特に障害福祉課のほうにコーディネーターさんが入ったということもあって、例えば、手帳の申請から始まるご相談などについては、障害福祉課のほうメインにはなるんですけれども、これも将来的な話にはなりますが、今後コーディネーターさんが複数配置されるような充実を図る際には、どういった拠点でどういった業務範囲を行っていくのが望ましいのかというのは、少し議論の余地があるのかなというふうに考えているところです。

○A会長 医療的ケアコーディネーターの配置は、複数名をとということで想定しているということと伺っていたんですけれども、障害福祉課のほうから最初に始まって、そして次に設置されるセンターに置いてということで、ここではずっと話があったと思うんですけれども、具体的な組織上の位置というのは、まだ明確ではないということですかね。

○G委員 そういうことなんですね、分かりました。何となく、せっかくできたのに最初から乗っからないのはちょっと残念だなというのが、感想でございました。

○子ども家庭部長 スタートからフルスロットルでいけるかどうかということが非常に不安定でございましたので、これからの検討課題だというふうに思っています。

○G委員 予定として、部長としてはどこに置こうかなという、内部で何となくでいいんですけれども、どういうふうなところに入るんだろうというのが分かると、ちょっとイメージが付きやすいんですけれども。

○子ども家庭部長 あと少しするとしゃべれることが増えるということだけお話をしておきます。すみません、本日のところはこれで控えさせていただきます。

○A会長 ということで、ほかの皆さんからも何か質問があったらお願いしたいと思いますけれども。議事が詰まっていますので、次のほうにいてもよろしいでしょうか。

それでは、次第に沿って、また戻りまして、これからは行政のほうから報告をしていただきますので、それぞれお話しいただいた後に質問とかを受けたいと思いますので、委員の皆さん、ぜひ積極的なご発言をお願いしたいと思います。

それでは、最初に次第4の(1)障害福祉課のほうからお願いします。

○障害福祉第四係長 障害福祉課 事務局、です。よろしくお願いいたします。

資料3をご覧ください。立川市の医療的ケア児支援関係者会議設置要綱になります。

その中で、今回第7条について、この全体会の2回のほかに部会を開催しておりましたが、今年度より医療的ケア児等コーディネーターを行政で配置することになりまして、部会に代わって、コーディネーター連絡会や事例検討会を実施することになりました。

コーディネーター連絡会と言いますのは、市内の民間事業所に所属されている医療的ケア児等コーディネーターの皆様に出席いただいて、開催する連絡会となります。行政のほうにもコーディネーターが今年度から配置されますので、その中でネットワークを深めていきたいということで開催することになっております。

こちらの会議につきましては、医療的ケア児支援関係者会議の全体会で内容のほうを報告させていただきますながら、連動して行っていきたいと考えております。

あわせて、守秘義務の内容を追加させていただいております。詳しくはご覧いただければと思います。

コーディネーター連絡会や本年度の医療的ケア児支援関係者会議全体会、また事例検討会の日程につきましては、資料5のほうをご覧くださいと思います。

また、資料3の要綱に戻りますが、第8条につきましては、令和7年度、先ほど子ども家庭部長からも説明がありましたとおり組織改正がございまして、昨年度までこの会議の庶務担当を子ども家庭支援センター、健康推進課、障害福祉課の3課で担っておりましたが、健康推進課の母子保健係が子ども家庭部へ移り、同じく子ども家庭部の中に児童発達支援センターができることとなったため、今年度より庶務が障害福祉課と児童発達支援センターの2課となりましたので、要綱を改正させていただきました。

次に、立川市で開催されるようになったこの会議自体、医療的ケア児支援関係者会議は平成31年度から開催されておりますが、資料6のほうをご覧ください。

こちらが、立川市の医療的ケア児等支援における令和9年度までのロードマップとなります。今年度、令和7年度から医療的ケア児等コーディネーターが、まずは障害福祉課に配置され、それに関する項目が増えております。

その次の資料7になりますが、こちらは立川市における医療的ケア児の取組の経過を掲載しております。立ち上がった当初の平成31年度は、立川市医療的ケア児の実態調査を行い、ニーズ調査や事業所調査を実施して、それぞれの課題把握に努めました。委員の皆様からもご意見や課題をお話ししていただき、それも参考にさせていただきながら、4ページから7ページまでのところで必要とされる施策についてお示ししてあります。

その中の太字の部分が、実際に新たに市で実施してきた施策等になります。昨年度の令和6年度には、相談支援専門員における医療的ケア支援の促進としまして、まだ民間の相談支援事業所の中で、医療的ケア児等コーディネーター研修を受けていない事業所さんへ、受講について依頼し推薦をして、新たに受講していただきました。現在、障害児の相談支援事業所は市内に8事業所ございますが、昨年度まででそのうち5事業所で1名以上、コーディネーター研修を受講していただいております。

また、令和6年度については、(2)の教育保育支援の推進について、③の部分で立川市の学童保育所における医療的ケア児の受入れが開始となっております。

次に、障害福祉課からの報告になります。資料4を戻ってご覧ください。令和6年度の立川市の在宅レスパイト・就労等支援事業実績についてです。令和4年度と5年度の比較で、一番右側に令和6年度の実績が書いてございます。

この事業は、在宅生活を送っている、日常的に医療的ケアが必要な障害児及び重症心身障害児者に対して、市と委託契約をした法人の訪問看護ステーションの看護師さんが自宅に出向き、一定時間家族の代わりに医療的ケアを伴う見守りや療養上の介助を行うことで、ご家族のレスパイトや就労支援を行う事業となっております。

前年度に比べて、委託契約していただいた訪問看護ステーションが3事業所増えて、今、13法人16看護ステーションになっております。利用者の方の登録者数につきましては、全体で昨年度の20名より4名減って16名になっております。実利用者数につきましては全体で13名、前年度の12名よりも1名増えております。また、延べ利用回数については、全体では前年度41回から、令和6年度は65回に増加しております。

内訳を見ますと、重症心身障害者のご利用は、前年度登録は1名、令和4年度から令和6年度まで同じ方になっております。令和5年度のみ利用実績はありませんでしたが、今年度、訪問看護ステーションを新しいところへ変えられて利用され、時間数も増加しております。重症心身障害児の方のご利用は、前年度に比べて延べ件数、合計利用時間数ともに増えながらも、登録者数、実利用者数も減っております。このことから、重症心身障害児につきましては同じ利用者が多く利用されているということが伺えます。

また、一番下の表になりますが、重症心身障害児ではない医療的ケア児の方々の表になります。登録者数は前年度と同じ5名ですが、実利用者数、延べ利用件数、合計利用時間数とも増加しております。

利用者の利用希望につきましては、きょうだいの行事参加のため、土日祝日や夜間の利用を

希望される場合もございまして、こちらについては訪問看護ステーションのほうで事前にご相談に乗っていただき、利用できる場合があるというふうに向っております。ですが、利用希望全てに対応できないという現状もあるようで、新規契約の訪問看護ステーションを増やしているところです。

その他、医療的ケア児等コーディネーターに関することにつきましては、議題6でまたご説明させていただきたいと思っております。

以上です。

○A会長 何点か説明がありましたけれども、ちょっと切り分けながら質問していきたいなと思っております。まずは、資料3と資料5が要綱に関することかなと思っておりますので、本会議の要綱に関する改正の、そして、今まで部会として2回を設定していましたが、それがコーディネーターのネットワーク会議という形に改編するということになりますけれども、その辺について、まずは質問がありますでしょうか。よろしいですか。

次に2番目の資料の4ページにいきます。先ほど説明いただきました、立川市の在宅レスパイト・就労支援事業ですけれども、これについて質問はございますでしょうか。

L委員、ぜひ発言をお願いします。支援をする、サービスを提供する立場として。

○L委員 ステーションのほうで夜間とか休日に受けてくださっている実情があるのかというのを伺いたいんですけど。

○障害福祉第四係長 今、手元に資料がないのですけれども、そういったご質問があったので、市内の在宅レスパイトを受けてくださっているステーションにお電話で確認させていただいた時に、本当は土曜日とか日曜日は営業時間じゃないけれども「事前にご連絡をいただければ配置するようにしております。」と答えてくださっていた事業者さんは幾つもありました。

○L委員 ありがとうございます。実際に、うちのほうでも受けさせてはいただいていますけれども、この就労等っていうのがあって、基本的には就労じゃなくてご家族のお休みという形でお仕事に行っちゃっても本当にいいんですか。この就労というのがいつも気になっているんですけども、条件としてというところを、もう一回確認したいなと思ったんですが。

○障害福祉第四係長 東京都の補助事業になっていきますので、そのQAが今ここに、手元になるので、はっきり答えることが難しいんですけども、就労をお母様がするためにハローワークへ行かれたりだとか、あとお仕事を短時間でされたりだとか、そういった時には利用できるということ、東京都に確認をしております。ただ、そのご利用は、立川市ではこの3年間ゼロ件です。

○L委員 分かりました、ありがとうございます。徐々に増えているなというのが分かって、頑張っ受てなきやなというふうに思いました。ありがとうございます。

○A会長 受け手側というか、希望する、使いたい方たちにとってみては、使い勝手がいい形になっていけばいいかなと思います。レスパイトといっても休むだけじゃなくて、ご家族、きょうだいの遠足とか、遠足じゃないですね、運動会とか、授業参観に出席したい時、土日に入ってもらえるといいなということは、よく聞くと思います。そのニーズにどう応えられるかということ。もう一つは時間数なんですけれども、さっきお話ししていただいたように、時間数としては、特定の方が長時間利用されているということがあると思うんですけれども、利用者の拡大というのが1つと、あと利用時間に関しては、立川は年間96時間ですよ。144時間とか、目黒とか狛江市とかだと288時間ですけど、そこら辺はどういう時間設定がなされるのかなということ、教えていただければと思います。

○遠藤障害福祉第四係長 事務局です。そういったお声、要望書みたいな形で立川市のほうにもいただいております。

今年度から288時間を東京都のほうで認めているというところもございまして、今は96時間にはるかに満たない方がいらっしゃるという現状ですが、財政的なところで改定をして、288時間という東京都が認めている時間数を、予算のほうで上げていきたいというふうには思っております。以上です。

○A会長 ありがとうございます。皆さんのほうからは何かありませんか、委員の方から、Lさん。

○L委員 96時間っていう縛りがあるので、実はそれに合わせて、基本的にこの医療的ケア児は医療保険でも訪問が可能なので、そっちを先に使って、それからこのレスパイト事業を使うというような、計算をしながら使ったりしているんです。本当はどんどん使ってしまいたいけれども、1年間で決まっているところを調整しながら使っている現状が、多分どこのステーションもあるんじゃないかなというふうには思っているので、医療保険の部分って市は分からないじゃないですか、私たちが勝手に医療保険で請求しているのです。

例えば、4時間訪問お願いしますっていったときに、2時間医療保険で長時間でいただいて、あとの2時間はレスパイトとかっていうふうに、うまく組み合わせて実際は皆さんやっているんじゃないかなって思っています。上限にならないようにしていることは現実的にあるかなって思っていますので、時間数が増えるのであれば、助かる方はいるのではというふうには思っております。

○G委員 私もL委員と一緒に、実際使っているお母さんたちからそのスケジュールを聞くとそういう状態なのと、あとは、実は運動会であったりとか遠足であったりすると、この在宅レスパイトの4時間というのは実際問題はあり得ないことで、6時間ないし8時間という長時間を保障されないと、医療保険で合わせて使うしかないというふうな感じになるので、本当は4時間縛りというのはない方がいいなというのはすごく感じています。

○障害福祉第四係長 事務局です。貴重なご意見ありがとうございます。長時間の利用については、市民の方からもご相談がございまして、訪問看護事業所さんのほうからも連絡を受けまして、東京都のほうに確認したところ、2時間と3時間の合わせて5時間とか、そういう利用の仕方はできるということでした。今現在そういう組合せで、4時間以上でご利用されている方はいらっしゃいます。

あと、医療保険と組み合わせで、96時間以上にならないようにされているというご意見いただきました。本当貴重なご意見をありがとうございます。そちらについても検討させていただきたいと思います。

○A会長 在宅レスパイトについてはよろしいでしょうか。

次に、資料6のほうでロードマップについての質問とか意見はありますか。

いよいよ、一番最初に始めたアンケート調査、実態調査からニーズ調査とかですね、そういうところから大分時間がたったということで、今年度検討をして、次年度調査をするというようにも入っておりますけれども。

○G委員 ぜひ、実態調査に者を入れていただきたいと思います、18歳以上ですね。ニーズがどんどん成人のほうに移行していて、これから一体化の包括したサービス、それから法律もそういう方向に動くので、実態調査は、者も含めて実施していただきたいと思っております。

○A会長 ということで、超党派の議員連が5月に立ち上がって、そして、ポイントは者を含めどうするかというところがあがっています。医療的ケア支援法の児だけじゃなくて者へどう拡大していくかというところがあるので、前もって実態を把握しておきたいというのが委員の希望かなと思います。いかがでしょうか。

○障害福祉第四係長 今日はいろいろお示しすることができないんですけども、来年度実際に調査するに当たって、者のことも含めての検討をさせていただきたいと思います。

1回目の平成31年度に行ったときには、高校3年生までというところでの調査で、松戸市さんが先駆的にやられていたところで、松戸市さんの調査内容を参考にさせていただきながら実施した経過がございます。ですので、比較をする上で、その部分の調査項目を取り入れなが

らやったほうがいいのか、または、東京都のほうでも令和3年度に大きな調査をやっているようなので、そのところを意識しながら立川市の現状と比べられるような形がいいのか、そのあたりを今、それぞれ見ているところではございます。

いずれにしても、「者（18歳以上）も」というところが、どういう形だったらできるかを検討させていただいて、実施できればと思っております。以上です。

○A会長 ご意見とかご提案とかありますでしょうか、ロードマップ自体のですね。

とても先が見えていいなと思って、いつもいろんなところで紹介しているんですけども、立川はこんなに頑張っていますよということですね。よろしいでしょうか。

それでは、もう一つですね。立川市の経過ということで説明をいただきました資料7ですけども、特に7番目の必要とされる施策等についてとなっているところに、太い字で書いてある、これが現在の立川の到達点かなと思いますね。確実に課題というのを潰していくとか、課題に答えていくということをなされてきた、この期間かなと思いますので、ぜひご覧いただければと思います。これについては、何か質問ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の次第、4番目の（2）児童発達支援センターの2件についてお願いします。

○児童発達支援センター長 改めまして、よろしく願いいたします。

今年の4月から児童発達支援センター長を拝命いたしました。よろしく願いいたします。先ほどの子ども家庭部長からの説明と重複するところは多くなろうかと思っておりますけれども、ご容赦いただきますようお願いいたします。

昨年度まで子ども家庭支援センターとして取り組んでいた事業のうち、療育部門のドリーム学園、また発達支援相談の部分を切り分けて、新たに今年の4月から立川市の組織上、児童発達支援センターとなっております。また、つい先日東京都の視察も来たんですけども、6月1日をもって、今のところ法令上の位置づけとしても児童発達支援センターになっていく見込みとなっております。

先ほどのやり取りもございましたとおり、まだまだこれからの施設というところでもございますけれども、まずは令和7年度、保育所等訪問支援事業を進めていきたいと考えております。その他もろもろ、少しずつ児童発達支援センターの取り組みを進めていきたいと考えておりますので、ご協力、ご理解いただきますようお願いいたします。短いですが、私からは以上でございます。

○A会長 ありがとうございます。児童発達支援センターのほうで、今年度保育所等訪問に力を入れていきたいということでしたので、保育園の先生方、幼稚園、そして小学校の先生方に

とっては、心強い事業になるのではないかと思います。何か今の段階で聞いておきたいこととか、つながっておきたいこととかありますでしょうか。

保育所や幼稚園、小学校の先生方には、保育所等訪問ということ自体があまり分からないかなと思うんですけれども、少し説明してもらっていいですか？

○児童発達支援センター長 保育所等訪問支援事業ですね、利用者の方、保護者からの申し出に応じて、該当のお子さんのほうが通っていらっしゃる保育所等に、学校等も含んでいるんですけれども支援する者を送り、その子がその集団の中で折り合いをつけ、無理やりにはではなく、その子として溶け込んでいけるよう取り組んでいく事業となっております。保護者からの申し出というところもありますし、受け入れていただく保育園や幼稚園、学校のご協力、ご理解を得ながら進めさせていただく事業になります。

詳細、まだちょっとお示しできる時点ではないんですけれども、こちらのほうからまた改めてお願いすることもあるかと思しますので、その際はよろしくお願いたします。

○A会長 地域の中で、医療的ケア児が小学校や保育所とか幼稚園とかに通うような時代になってきましたので、そうしたときに保育所等訪問というのを活用するとか、あともう一つ、せっかくF委員がいらっしゃいますので、学校教育法においては、特別支援学校のセンター的機能というのがありますので、その辺もぜひアピールしていただければなと思います。M特別支援学校のセンター的機能ということで、地域の保育園とか小学校に対する支援をされています。

○F委員 本校にコーディネーターがおりますので、コーディネーターが児童発達支援センターとかも含めていろいろと、こっちからこっちみたいな、こうやって引き渡して、綱渡しじゃないんですけれども、その間に入って対応させていただいたりというのはあります。今、7つの市から本校のほうに来ていただいている状況で、立川市という部分だけではないんですけれども、それぞれの市区町村だったり学校、小学校、中学校のほうからセンター的機能という立場でご相談をいただくので、またその市区町村の児童発達支援センター等と連携を取りながら、小学校、中学校にもつながっていくというところでしょうかね。

真ん中に入って、両方の立ち位置をつないでいくようなこともできると思いますので、そういったところで連携を取らせていただけると有り難いと思います。

○A会長 研修会の案内とか、あと肢体不自由特別支援学校ということもあるので、肢体不自由のお子さんに対する教材の貸出しとかというのもできるかもしれませんし、アドバイスなどもできるかなと思います。

○F委員 立川市のことでお話しさせていただくと、今年、人工呼吸器を使っていらっしゃる方が2名、高等部を卒業されたんですね。その方々は、小学校までは通常の小学校に通われていたということがあって、中学部から本校に入られたということもありますので、非常に医療的ケアの部分では、立川市でいろいろとやっていたいて、それで肢体不自由の学校に入られたということもありますので、先ほどE委員から、肢体不自由のというか医療的ケアの方がいらっしゃるというふうに聞いたので、そういったところとも連携が取れるといいかなと思います。

○A会長 ということで、保育園も幼稚園も小学校も、孤独ではないぞと、みんなで協力して進めていくよという支援体制が作ればいいかなと思います。

では、センターに関する質問とか意見はありますか。よろしいですか。

どうもありがとうございます。それでは、次に次第の保育課のほうですね、お願いします。

○保育振興担当課長 よろしく申し上げます。まず、立川市保育園における医療的ケアの実施に関するガイドライン運用状況について、ご説明させていただきます。

昨年6月、保育課主催の公私立合同保健会議にて、立川市の医療的ケアの取組をテーマに研修を行いました。そのときに、ガイドラインの内容に関しまして、市内保育園の看護師に向けて説明をさせていただきました。また、ガイドラインに沿って、医療的ケア児入園等検討委員会を実施し、保育園入園につなげました。今はガイドラインに沿いながら、環境や緊急時対策の整備を行っているところです。

続きまして、令和6年度の医療的ケア児の受入れ状況について、ご説明させていただきます。

公立園にて、令和6年4月現在、2名の医療的ケア児受入れを行っていましたが、2名ともその年の7月に医療的ケアが終了となりましたので、その後は、昨年度は医療的ケアのお子様はいないという状況でありました。ただ、昨年度、医療的ケア児として相談を受けた件数は、面談に至らなかったケースや相談途中で医療的ケアが必要なくなった子も含め、8件ございました。そのうち、令和7年度は3名の医療的ケア児が公立保育園に入園いたしました。内訳としましては、導尿のお子様は2名、経管栄養のお子様は1名となっております。以上です。

○A会長 ご質問はありますか。もともと2名いらっしゃったという方が必要でなくなったということなんですけれども、J委員、ぜひ医療的な部分で、そういうケアが必要なくなるというお子さんたちの状況というのはあり得るんだよってことも、紹介していただくと有り難いかなと思います。

○J委員 実は、自分の勉強会で、昨年度の2月に松戸市の教育委員会の方と、あと看護師さ

んにご講演いただいたんですけれども、そのときのテーマが、医療的ケア児の自立支援というテーマで、1つは、今お話があったように医療的ケア自体がなくなることがあるということですね。経管栄養が抜けることもありますし、あと気管切開が閉じることもありますし、そういう医療的ケアのお子さんもいらっしゃるということが1つと、あともう一つは、支援が必要なくなるという側面もあります。医療的ケアがあったとしても、自分でできるようになる。

多分、保育園ではすぐには難しいかもしれませんが、特に普通小学校に入っている医療的ケアのお子さんの場合は、私たちの病院でも、例えば導尿しているお子さんは、自己導尿が自分で自立してできるようになるように指導したりとか、あと今は糖尿病の自己注射も医療的ケアの中に入っていると思うんですけれども、自己注射のお子さんは自分で管理できるようになるとか。だから、見守りぐらいで十分だということで、密なサポートが必要ないように、自分1人でできるように自立という側面で支援をするというのもすごく重要で、ただ、看護師さんを入れればオーケーというのではなくて、自分でできることは自分でやるということも、教育的な意味合いとして重要じゃないかなと。それがもし可能であれば、保育園のときから少しずつそういうような方向性で、とにかく守られて、みんな大人がやればいんだよというような状態じゃないような支援の仕方ができればいいなというふうに思っております。

○A会長 それを説明していただきかったです。ありがとうございます。教育的な対応でもあるよと、自立に向けての対応もあるんだよということを発言していただきました。ありがとうございます。そういうお子さんが、充実した学校生活、保育園生活を受けられるといいかなと思います。ほかに質問ありますでしょうか、保育園に関して。

○G委員 入園相談というときに、定型発達のお子さん以外に、もちろん発達障害もそうですけれども、少しハンディキャップがあって、医療的ケアまでいかないんだけど、けいれんが頻発していて、これで入園できるかという相談窓口というのが、なかなか通常の受入れ窓口とは違う窓口としてあると思うんですね。もちろん学校もあると思うんですけれども。

平成6年度はそういう相談があったというのは存じ上げているので、窓口としては医療的ケアだけじゃなくて、ハンディキャップがあって入園に配慮が必要であるというお子さんの相談窓口という形を取った方がいいのでは。実はそのお子さんの1人が経管栄養だったりしているので、やはり窓口としては、あまり限定しないで包括した方がいいのかなというふうに、私は感じています。

というのは、利用者さんがどこに相談に行ったらいいのか、普通の窓口でいいのかということになるので、少しその辺を検討していただければと思います。

○A会長 それでは、保育課のほうに対しての質問がなければ、次に学校教育のほうですね、教育支援課からお願いします。

○教育支援課長 それでは、教育支援課より立川市立学校における医療的ケアの実施状況についてご報告いたします。

立川市立学校におきましては、令和5年4月に医療的ケアの実施に関するガイドラインを策定し、学校における医療的ケアの実施を行っているところでございます。

令和6年度におきましては、小学校1年生児童2名の医療的ケア児の受入れを行い、近隣の訪問看護ステーションに委託し、看護師が学校に訪問し、対象児童に医療的ケアを行っております。医療的ケアの内容としましては、2名とも導尿となっております。

また、令和6年度におきましては、学校や保護者、事業者、市教委、医療的ケア指導医等で構成される学校医療的ケア委員会を各校で年2回開催し、実施状況の確認及び意見交換等を行い、医療的ケアを安全に進めていることを確認しております。

令和7年度につきましては、医療的ケア児の対象は、令和6年度に受入れした小学校児童2名から変更はございません。引き続き、医療的ケアガイドラインに基づき、適切な医療的ケアの実施に努めてまいります。報告は以上です。

○A会長 ありがとうございます。導尿が必要な二分脊椎症の方が2名いらっしゃるということで、その校長先生であるE委員から何か発言はありますか。今、どんな学校生活を送っているかとか、分かる範囲で説明していただければ、みんなの励みになるかなと思いますけど。

○E委員 今の説明にあった2名に外れていると思うんですけども、1型糖尿病のお子さんをお預かりしており、介助員もつけていただいている状況です。ただ、幼稚園の段階では、介助員等なく保護者のケアでしたので、小学校に入る段階で何回か対策会議を行って、今、順調に進んでいるところです。

○A会長 医療的ケア児として上がってくることはないということですかね。一番小学校で多いのが、1型糖尿病なんですよね。どんどん増えてきているということも現場感覚としてあるので、それは医ケアではなくても、その周辺というか、必要なケアとして文部科学省は実態調査していますので、考えていかなきゃいけないかなと思います。

では、今の状況ですけども、立川の教育支援課のお話、何か質問ありますでしょうか。

はい、どうぞ、L委員。

○L委員 質問ではなくて、実際に訪問看護でこの2名を受け入れているんですけども、この間支援会議に初めて参加させていただいて、G副会長ほか、市の方も来ていただいて、今後

の見通しとか、あとは先ほど言った自分でできるようにやっていくってところは、ああ、そうだなというふうにG副会長からも言われていて、そういう視点で、私たちが訪問に行かないといけないということを思いました。あとは、物品のやり取りとか、学童も行かせていただいているので、学校と学童の両方の場所、また違う環境というところが、やはり会議でないと実際の場所、どういう環境でケアしているかとか、あとは、こういう風にしていったほうがいいんじゃないかって、みんなで会議をしていくと、楽にというかスムーズに介助ができるなっていうことと、本人も負担なくできるんじゃないかなっていうのが実際に行ってみてわかりました。この支援会議というのは結構大事で、年2回きちっとやっていただけると、お母さんとも顔を合わせることができるので、有り難いというふうに思いました。以上です。

○A会長 実際の支援会議の様子を語っていただきまして、ありがとうございます。何か質問とか意見はありますか。いいですか。

では、次の次第4の(5)子ども育成課からということで、学童保育です。お願いします。

○子ども育成課長 子ども育成課よりご報告申し上げます。令和6年度の学童での医療的ケア児の受入れにつきましては、先ほど教育支援課よりご報告した内容と同じでして、2名の医療的ケア児を受入れをしております。そしてまた、令和7年度についても、この2人を継続して受入れておまして、先ほどもありましたように2人とも導尿になっています。

ただ、2人のうち1人は自分でもできるようになっていく過程ということもありますので、学童での処置がなくなるというような話もあります。そういうところについては、先ほどの訪問看護ステーションの方からもお話がありましたとおり、支援関係者会議の中で、子ども育成課も参加させていただきましたので、そういったことをお話しできたのはよかったなと思ったことと、そういった処置以外のところで、ケアに対してその子がどういう心持ちでいるかというところで、時間管理の観念とか、自分がケアを受けているということに対する気持ちを受け入れるにはどうしたらいいかみたいな、時計をどうしていこうかと、時間を示すときの時計をきちんと、小学校と同じ時計で表示して、子どもさんが分かるようにしたほうがいいよねみたいなお話とか、ちょっと細かい話ですが、そういったことをできたことはよかったなと思えました。学童でも学校と指導をそろえることができるのは、よかったと思っております。

翻りまして、私どもの組織を変えたところで、子ども育成課に学童保育指導支援係というのができまして、こちらについては、学童保育の質を高めていくということを目標に作りました係です。まだ係長1人ですけれども、主なところとして、保育現場での障害児の巡回相談ですとか、医療的ケア児の学童保育利用があった場合の入所相談や環境調整ということを、業務と

して力を入れて進めてまいりたいということで、この係を創設いたしました。

係長が、医療的ケア児のところに訪問していったりですとか、確認しに行ったりですとか、昨年までできなかったことも今後はしていければなというふうに考えております。

そして、懸案となっております医療的ケア児の受入れガイドラインと、要綱はもうありますけれども、その要綱の再整備につきまして、まだ、出来上がっておりませんので、今年度中には形になるものをこちらでお示しできたらと思っております。以上となります。

○A会長 実態としては、小学校に入るとなったときに、学童はまだまだ難しいと思っていたところ、なし崩しのじゃないんですけれども、現実が先に先行して、そして、それに後追いでガイドラインを作成するというふうな、それに対応してくれた立川市さんがすごく有り難いかなと思っています。今回、小学校と学童保育は地理的にすごく近いんですね。

○子ども育成課長 やっておりますので、そういった点では、環境が既によかったということもございまして、今後そういった場合ではないこともいろいろ想定されるかと思えます。

○A会長 ということで、学童保育においても充実したケアが受けられるということで、有り難いかなと思います。これからも期待しております。

質問とか、ほかにありませんでしょうか。いいですか。それでは、その他ですけれども、行政のほうから説明したいことがありますか、連絡事項とかありませんか。

それでは、次第の5にいきますけれども、委員からの報告・情報提供ということで、ここでは皆さんの、まだ発言してない方は特に、今年課題になっていそうなこととか、これから取り組んでいきたいこととか、そういうことを、特に医療的ケアの必要なお子さんたちの支援に絡めて、考えていることとか取り組んでいくことをご発言していただければと思いますので、またマイクを回しますので、順番にお願いします。H委員から。

○H委員 今までに引き続き、障害者施設の健診とフッ素洗口の増加を頑張っていきたいなという感じで、やっぱり予算が、これまでは8020財団というところに申請して、いただいて、それだけでは賄えないので、歯科医師会からも出して今の事業を行っているんですけど、これから増やしていくとなると、やはりその予算がどうしても必要になるので、先日も市長のほうに要望書という形で理事会のときにお渡ししたんですけども、そこを進めていくというのが1つと、僕も含めてですけども、歯科医師会の会員というのは、開業医の方というのは障害者歯科を専門にやられている医院というのは基本的にないので、この医療的ケア児に関しても知識があまりありません。来月、都立小児総合医療センターの歯科部長をお呼びして、会員向けのセミナーをやることになりまして、その中で、情報提供だけではなく、開業医の会員の歯科

医師がどういう形で関わっていけるのかというので、恐らく訪問歯科にはなると思うんですけども、そこら辺に関して歯科医師が、我々会員ができることをそのセミナーの中でお聞きして、受動的ではなく、こちらから動くような形で何かできないかなというので進めていく方針です。

○I委員 薬剤師会としましては、昨年に引き続き、立川市さんにちょっとお力をお借りして、どこかでやはり現場の方、コーディネーターの方とかのお話をいただいたりして、会員が大手のチェーン調剤薬局さんの方もいらっしゃれば、いわゆる町の薬局の個店の方もいらっしゃって、認識のずれが出てくるといけませんので、必ず情報共有させていただくように、また今年度も会の常会等で勉強会などをさせていただこうかなと思っております。今後ともよろしくお願ひします。

○A会長 一通り皆さんから報告をいただいた後、質問を受けたいと思いますので、J委員、お願ひします。

○J委員 後で質問したいなというふうに思っていたんで、後でいいですか、それだったら。

○A会長 質問は後でまとめてやりましょう。

○J委員 はい。なので、ちょっと、本当は時間があれば質問をたくさんしたいので、すみません。

○A会長 今、センターでの取り組みとか……

○J委員 それと関係しているのです。

○A会長 では、心して時間を取っておきましょう。

○K委員 しばらくの間、短期入所を初めて受ける方たちをお断りして、もう3年待ちという感じでしたけれども、やっぱり時が経つとだんだん重症化していて、受けるのも難しくなっている中で、「日帰りから始めましょう」という形で練習を始めて、日帰りができれば1泊、2泊と増やしていく感じですが。夜間帯の看護体制がうまく回らなかつたり、医療体制が回らない部分を少しずつ変えながら、増やしていこうというところでもあります。

○A会長 日中一時預かりみたいな感じですね。

○K委員 そんな感じになって、通所と変わらない感じになってくる感じもありますけれども。

○L委員 立川の市内に、子ども専門というか、子どもを主に受けますというステーションが出てきたそうです。砂川の辺りだと思んですけど、そういうステーションも出てきていて、お子さんを中心に受けましょうという看護師さんが、小児総合で働いていましたみたいな方もいらっしゃって、在宅に興味を持って病院から出てきてくださる看護師さんも少しずつ出てき

たという話ですので、私のところはたくさんじゃないですけども、少しずつ受けているという感じです。

各立川市内のステーションも、3件とか4件とかという形で少しずつ受けていって、医療的ケアは毎日必要ですから、1人の方を2つとか3つのステーションで受けもっているというのが実際のところで、1つのステーションがまるっと毎日毎日行くってことはなかなかやれないんですけれども、そうやってちょっとずつ関わって、幾つかのステーションと協力しながら育てていくというのを今進めています。先生のところからぜひ依頼をいただければ、みんなで受けたいこうと思っていますので、よろしくお願いします。

○A会長 ありがとうございます。立川保健所の方。

○B氏（C委員代理） すみません、ちょっと課題とかではないんですけども、昨年度保健所のほうで、NPO法人のMさんに来ていただいて、未就学児の重症心身障害児の方と医療的ケア児を持っているお子さんと保護者の方を対象に、交流会を実施させていただいております。大変好評でして、周知の方、Sクリニックさんとか立川市さん、ご協力ありがとうございました。今年度も実施をさせていただきたいと思っていますので、また周知のご協力とかよろしくをお願いします。

うちは、6市を管轄しているもので、昨年度は国分寺市さんと共同で行って、今年度は昭島市さんと共同で行いますので、立川市さんともまた情報共有させていただければと思っています。

○A会長 ありがとうございます。昨年、一昨年と交流が広がってきたなと思います。また、ご紹介願います。M委員どうぞ。

○M委員 私のところでは、児童発達支援においては、医療的ケアのある重心のお子さんの受入れを少し始めているんですけども、そういうお子さんたちの保育園との共有というか、保育園の受入れも始まっているので、保育園と事業所のご利用を併用している方たちの保育園との連携が課題になっています。保育園側の体制が十分ない中で、保育園側がすごく困っている話を伺ったりとか、実際にこちらでやっている療育と保育のほう、お食事とか共通の支援のところの問題とかもありますので、その辺の保育園との連携については、情報共有の時間とかももう少し組立てをして、しっかりとやっていきたいなというふうに思っています。

あとは、放課後等デイサービスから生活介護への移行のところの支援体制をもう少し整えたいというのが1つの課題です。実際にちょっと今年度、放課後等デイサービスを利用していた呼吸器を使っているお子さんが生活介護のほうに移行したんですけども、やはり利用の時

間帯も変わりますし、生活スタイルもすごく変わる中で、事業所内、あと学校との連携の会議はあったんですけども、実際始まってみると情報不足だったりとか、実際の支援のところでの職員の動きとか、そういうところの詰め方がもう少ししっかりしていかなきゃいけないかなという課題を感じております。

あともう一つは災害対策ということで、医療的ケア児のお子さんの夜間の状態が通所だと分からないので、昨年度3月にお泊り会を実施したんですけども、BCPの計画書は立てていたものの、実際にやってみるとかなり違っていたというか、頭の中で組み立てたものと実際に必要なものとかの課題が違うところがかなり出ましたので、今年度はそこを整備していく予定ですが、災害対策について、うちは昭島市なんですけれども、立川市さんなんかの行政とすごく連携が必要だなというふうに感じております。

あと、G副会長とかSクリニックの先生にも情報いただいているんですけども、今、発作対応の薬が変わってきていて、救急対応をすぐしなきゃいけないというところで、送迎時の発作対応とかがすごく課題になっています。看護職だけじゃなくて乗れるんですけども、薬の対応について、その救急対応について保育士などはやはり経験がないのですごく不安感もありますので、その辺の整備もしていきながら医療的ケアがあるお子さんに対して、いろんな面で支援がしっかりとできていくように広げていく必要があるなというふうに感じております。今後ともよろしく願いいたします。

○A会長 M委員のところは、幼児から成人まで関わっていらっしゃるの、成人のほうに立川市民が利用することになりました。F委員、多分話したいことがあると思います。学校のほうから成人に、施設に送ったということもあって、立川のほうにもお伝えしたいことがあるということだったので、ここで発言をお願いします。

○F委員 質問いいですか。

○A会長 今、学校で課題になっているようなこととかというのを、質問でもいいですけども。

○F委員 すみません。今年度ちょうど高3で卒業した方々が、立川市が5名いるんですけども、卒業後の施設のところ、立川市ではないところに通わなければならない状況があったりして、卒業後も地域で暮らしていきたいという要望が非常に強いものですから、進路先とかが市内で見いだしていけるとよいというのがこちらの希望です。質問でいきますと、今後生活介護事業所の開設の予定があるというふうに進路担当からも言われているんですが、そのあたりのところが具体的にどの様になっているのか、受入れ人数がどれぐらいなのかということ

を、ご質問させていただければと思います。

○A会長 まとめて後で回答していただこうかなと思いますので、質問も含めて、意見とかお願ひしたいと思います。ありがとうございます。では、E委員。

○E委員 今日初めて参加させていただいて、いろいろお話を伺っているときに、学校の課題を感じました。というのは、校長会や学校間で、医療的ケア児を受け入れている学校との情報共有というのをいかにしていないかというのが、今日分かりました。受け入れた学校は、その場の対応が蓄積されていくんですが、それが市内の小学校同士で共有されていない。だから、今回4月に1型糖尿病のお子さんを受け入れたときにも、**バタバタ**、ああいう場合はどうするんだ、こういう場合はどうするんだって、校内でかなりざわざわしたんです。やはりそういったことも含めて、校長会や養護部会等で受入れのノウハウをお互い共有していく必要があるんだなというところを感じて、これを持ち帰らせていただいて、校長会のほうでも話題にしたいと思います。ありがとうございました。

○A会長 ありがとうございます。それでは、E委員、お願いします。

○O委員 今のお話を聞いていて、私どもで実際あったことは、うちは幼稚園で医療ケアが必要なお子様を預かったことがないんですけど、ちょっと発達障害が見られるお子様は預かったことがあるんですね。その場合、1学級30名ぐらいのお子様を預からせていただいているんですけども、主任の先生1人と補助の先生1人の2名で預からせていただいているんですけども、そうすると、発達障害のお子様は1名いることによって、補助の先生が一日中つきっきりにならなきゃいけないような感じで、そのお子様自身がけがをしてもいけないし、そのお子様がほかのお子様をけがさせてもいけないし、ですから、ああいうお子様を預かるというのは、こちらもちろんとした体制を整えないと、なかなか預かるのは難しいかなというのが本音でございますね。

○A会長 現場の幼稚園のことを語っていただきました。では次、保育園のほうですね。D委員、お願いします。

○D委員 保育園の課題としまして、今幼稚園の先生もおっしゃったように、医療的ケア児のお子さんでなくても、発達障害のお子さんの入園相談とかはあります。昨年度の年度末に入園させたいというお母さんが見学にいらしたんですけども、もういろんな園を回っていて、うちの体制では難しいですって、断ってはいけないんですけども、断られるような話をされたということもお母さんから伺っていたりとか。やはり保育園側としては受け入れたくないわけではなくて、安全を確保できる、しっかりケアができる体制を整えるのが、保育士不足もある

中で難しいということ。S保育園でも3年前に導尿のお子さんはいらっしやったんですけども、やはり看護師さんのローテーションがある中、2名体制を整えるのが難しくて。その体制について、市のほうにも相談はしていたと思うんですけども、市も、園でどうにかしてくださいという体制になっているので、そういうところが保育園としては課題としてあるのかなと思っています。

○A会長 発達障害の方は本当に増えていますからね。そういうところでは、いろいろと苦労されているかなと思いますけれども、一方で肢体不自由の方が普通に保育園に入っているところも民間であつたりとかして、時代は変わったかなんていう風に私なんかは思っていました。ありがとうございます。それでは、N委員、お願いします。

○N委員 T療育病院の通所というのは、在宅のよさというか、病院とは区別していい部分というところが随分残っていたんですけど、コロナ禍の4年間で一気に病院化が進みました。求められるものとか、そういうことも増えましたし、中での制限も非常に強くなって、病院と同じような体制というのをなかなか在宅の人たちには難しいし、やってあげられることに制限がついたかな。そして、その4年間の中で、保護者と職員が、また保護者同士っていうところも集まっていけないとか、意見交換も難しかったでしょうし、つながりがすごく薄くなってしまったのではないかなって。この失った4年間を取り戻して元の在宅に果たして戻るだろうかというところが、私の懸念です。

ケース会議がそれぞれの、小さい子たちにしても年に1回はあって、かなり多くのいろんな各部門から集まるんですけども、ACPにも力を入れたいなっていうところがあって、たとえ小さな子であっても、その子の将来を考えてACPというのはとても必要だと思うんですね。ケース会議の報告を含めて、そこに持っていきたいところですが、病院としては、そのメンバーが年に2回、全ての人に集まるというのがとても難しくて、なかなか大人数での、ドクターと担当者とお母様と本人とっていうACPぐらいが限度で、本来であれば、もっとたくさんの視点からのACPが必要なんですけれどもなかなか、でも、そこに持っていきたいなっていうふうに思っています。

それから、先ほどから短期入所のことがいろいろ上がっているとは思いますが、T療育病院では非常に多くのベッドを、一応25床動かしておりますので受け入れてはいるのですが、その中に小児だけではないという部分と、それから治療入院も含まれていて、4床程度が治療入院として動くんですが、肺炎程度の治療入院が本当に引きも切らず、4床以上にあふれていってというところを、最近繰り返しています。ただ、長期入所の方たちがここで、T療育

病院の人たちも随分歳をとって、亡くなる方も出てきたんですね。亡くなった場合には、また新しい方をというところで受入れをしていくんですけども、メンバーが上がってきてこの人をもっていうと、東京都が駄目という何か不思議な縮図。ここで文句を言ってもしようがないですね。だったら、その人たちを挙げないと思うんですけども、そうすると空く。その時には空床利用していて、全てベッドは空けているので、長期入所の穴は短期入所をどうぞという形にしている。それでもなかなか新規を受け入れられないので、一般の病院も重心の人たちを受け入れてくださるので、そこにお話をして見学してもらって、やっとここで1件だけそういう先を見つけました。もともと使っていらっしゃる方を紹介しているので、その人たちを毎月預かるであろう1週間なりのところは、新しい人を入れてお試しでという風に、やっと動かせるようになったので、もうちょっと一般の病院との連携も深めて、短期入所を本当に必要な方たちに提供できるような形になればいいなというふうに思っています。以上です。

○A会長 ACPって何だろうって、思った人もいらっしゃるんじゃないかと思います。説明をお願いします。

○N委員 ACPというのは人生会議と言って、その人たちがどうやって最終的に、何の希望や目標を持って生きていこうかという会議ですね。老人の方たちでは、その人が何を求めてというところを、よく本人から聞いたりするんですけども、重心の人たちはなかなか自分で発せられない。言葉でなかなか表現できないと、私たちが「この人はきっとこれがいいんだろう」という思い込みで動くことが多いので、代弁者のご家族の意見も聞き、本人の反応も見て、それぞれ担当している人たちの意見を聞いて、その人が本当にいい人生だったねとって終末を迎えられるための会議というような形です。

私としては、本当に小さいときから、この子は何をしたいんだろうとか、そういうことを知って、みんなで考える場というのも大切だと思っているので、なかなか難しいけれども、幼少期からACP会議がみんなで持てればいいかなと思いました。

○A会長 どうもありがとうございました。老舗の重症児施設はいろいろと課題を抱えている、より病院化してきてしまっていて、そこで在宅支援が、今度はだんだんやりにくくなってきているという実情も聞いております。その話をさせていただいたかなと思います。

それでは、F委員からの質問がありましたけれども、J委員からも質問があるので、J委員の質問をまず受けて、併せて行政に聞いていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

失礼しました。G委員の発言を先をお願いします。

○G委員 先ほど配付させていただきました、この日本小児在宅医学会学術集会というチラシ

とその詳細プログラムを配付させていただきました。実はこれ、研究会から昨年9月に医学会に昇格いたしまして、初めての学術集会となります。

会長は、栃木県のHクリニックの先生（医師）なのですが、副大会長が、実は私と都内のAクリニックの先生（医師）の二人になっておりまして、事務局のようなことをやっております。ぜひ皆さん、参加いただきたいことと、6月15日まで演題募集をやっておりますので、症例報告でもいいので何でも、病院からあと施設から、それからケースワーカーから看護師さんから、訪看さんからというのを期待しております。

隣にいらっしゃるA会長もシンポジウムを1つ組んでくださっていますし、J委員は移行医療のセッションの座長でもあります。内々でやっているような感じなんですけれども、全国バージョンでございます。ぜひ今年の9月13、14日にビッグサイトでやりますので、ご参加いただきますよう、よろしく願いいたします。

○A会長 ご紹介ありがとうございます。それではJ委員、質問をまとめてという形でお願いします。

○J委員 すみません、流れで営業を1つさせていただきたいんですけども、先ほどACPという話がちょうど出たので、実は来月、6月12日に自分の主催しているウェブの勉強会がありまして、そのときに重症心身障害児者の方々の意思決定支援ということで、まさにACPの話させていただきます。

自分が司会をやるんですけども、ご講演していただくのは、O発達総合療育センターのセンター長にご講演をお願いしております。非常に高名な先生ですし、ユーモアのある、すばらしい温かいご講演をしていただけたと思いますので、非常に分かりやすい内容だと思いますので、ぜひ皆さん、お時間がありましたらと思います。18時からになります。ウェブですので、お仕事がなかなかぎりぎりまで終わらないという方でも、参加しやすい形かなと思いますので、ぜひご参加いただければと思います。

営業はこれで終わりです。すみません。

○A会長 続きますは、質問のほうをお願いします。

○J委員 私は、自分が所属しているのは在宅診療科という科なんですけれども、先ほど言いましたとおり、医療的ケア児支援センター・多摩というところのセンター長も務めさせていただいております。今年の支援センターのテーマ、これだというスローガンはそれこそ明日決める予定なんですけれども、基本的な方針としては、地域支援をとにかく拡大しようということで、今、多摩地区で問題になっている地域格差というところをスローガンに、それを少しでも

改善していこうと思っております。

実は、何度かここでもお話をしていますが、多摩地区の中で立川市の位置づけというのは、私たちが考えているのは、オピニオンリーダーとして本当に先頭に立ってやっていただいています。現在も今後も、その気概を持ってやっていただいていると思っております。そういう意味で、立川市がやっていることをぜひ吸収していきたいと思っているところではあります。

ちょっと質問としてお聞きしたいのが、立川市の現状を教えてくださいたくて、先ほど関係者会議の中にコーディネーターネットワーク会議を組んでいただけというお話をお聞きしました。

○A会長 どなたへの質問か教えてください。

○J委員 ごめんなさい、それは、先ほど資料5をご説明いただいた……

○A会長 障害福祉課ですね。

○J委員 はい、遠藤さん。コーディネーターネットワーク会議を作っていただくとお聞きしたんですけども、実は私たち、地域の立川市配置のコーディネーターはもちろん連携していきたいんですけども、民間のコーディネーターがどれぐらい実働で働いているのか、活躍されているのかというのが把握できなくて、すごく困っているというところがあります。

立川市さんのほうが、先ほどお話をいただいたとき、たしか8事業所、相談専門事業所があって、5つのところでコーディネーターが配置されていると言っていたんですけども、実は私たちのほうで、これは周知の事実だと思うんですけども、コーディネーター養成研修をやっているけども、実働していないところが多数あるということは理解しています。それは、これも周知の事実ですけども、厚労省のほうでコーディネーターのほうの養成研修を受けた相談支援事業所が、報酬の面で優遇されるというところがあるというのが現状で、その報酬目当てで、残念ながら養成研修を受けているという方が、正直少なからずいらっしゃるというのがあります。配置されているから、イコールそれが機能している、残念ながらそうではないというのが現実です。

立川さんのほうで、このコーディネーターネットワーク会議を開くに当たって、市内のその相談支援事業所、コーディネーター配置されているところで、どれぐらいの方が実際にそのコーディネーター、医療的ケアのコーディネーターに関わっていただいているのか、あと関わる予定があるのかということを知っておられるかということのを、ちょっと教えていただければと思います。

○障害福祉第四係長 障害福祉課 事務局です。今、J委員からあった立川市内の民間の事業

者さんにいらっしゃる医療的ケア児等コーディネーター研修を受けた方というお話を、先ほどさせていただいたと思うんですが、5つの相談支援事業所と、あと1つ、医療機関のほうでいらっしゃいます。相談支援事業所さんのほうでは、5事業所にいらっしゃって、1つの事業所だけは多くいらっしゃる。大体1名ずつなんですけど、1つの事業所だけは4名いらっしゃると聞いております。まだ配置がない事業所が3事業所ございます。その中で、医療的ケア児の方々に対してどれだけされているかというところについては、計画相談のサービス等利用計画を拝見させていただいたりはしているのですが、一つ一つ確認は行っておりませんので、今回、民間事業所のコーディネーターをお呼びする予定ですので、この連携の会議のときに、実際のところを伺っていきたく思っております。以上です。

○J委員 ありがとうございます。

それで、その関係でちょっとお願いがあるんですけども、コーディネーター連絡会を開いていただくというのは、すごく素晴らしいことだと思いますし、ぜひ私たちの医療的ケア児支援センターからも参加させていただけると有り難いです。それは、オブザーバーでも構わないですし、もちろん正式だとより有り難いですけれども、それはちょっと敷居が高いかもしれないので、オブザーバーで構いませんので、参加を許していただけるとすごく有り難いと思います、もし可能でしたら。

○障害福祉第四係長 実は担当のほうから、都のほうのコーディネーターの方にお声かけをさせていただいていて、来ていただけるようお願いしているところです。

○A会長 昨年度から東京都医療的ケア児支援センターのコーディネーターさんに関わってもらっているんですよ。

○J委員 ケース検討会だけでなく、そちらの方もという形なんですね。分かりました、それだったら有り難いです。すみません。

ただ、東京都医療的ケア児支援センターのコーディネーターさん以外もちょっと見たいなというふうに思っているんで、その辺は、もし可能であれば、東京都医療的ケア児支援センターのコーディネーターさんだけじゃない方も見られるような形にさせていただくと、すごくうれしい。

ということのお願いと、あと、もしかしたら令和7年度の主な取組についてのところに書いてあるので、そこでお話することを質問しているかもしれないので、そうしたらご容赦いただければと思いますが、医療的ケア児コーディネーターを配置された際に、この会議には委員として参加されるのでしょうか。やっぱり、僕は、自分の研修の中で、医療的ケア児の協議会

の各自治体の会議には、ぜひ医療的ケア児コーディネーターに、各自治体の配置になった方にはぜひ委員として参加してくださいと強く要望しているんですけども、立川市さんにその予定はあるのかというのを教えていただければと思います。

○障害福祉第四係長 障害福祉課、事務局です。コーディネーター連絡会に出られる民間のコーディネーターさん全てを全体会へ呼び出す予定は今のところございません。民間の代表で1名の方に出席していただいております。

○J委員 立川市の配置のコーディネーターの方ということです。

○障害福祉第四係長 市の、行政のほうですね。

○J委員 そうということです。

○遠藤障害福祉第四係長 参加する予定です。

○J委員 ありがとうございます。そっち側という形なんですね、なるほど。委員というより。立場は市の職員なんですか。そうすると、やっぱりこちら側ではなくて、向こう側という形になるということなんです。どちらかと言うと、こっち側なのかなと正直思っているところがあるので。ただ、市の職員だとそれは難しいということですね、逆に言うと。

○障害福祉課長 すみません、市で配置する医療的コーディネーターにつきましては、6月1日から配属予定なんですけれども、やはり市の職員で、会計年度任用職員を予定しておりますので、こちら、事務局側として参加させていただければと思います。以上です。

○J委員 分かりました、どうもありがとうございます。あとすみません。本当に純粋な興味での質問になって申し訳ない。これ、質問したかったんですけども、手を挙げられなくて。

部長にお聞きしたいんですが、子ども家庭支援センターがなぜ子ども家庭センターという名称に変わったんでしょうか。私たちのイメージだと、子ども家庭支援センターというのが、どの地域でもそういう名前通っていることが多くて、あえて改名した理由を教えてください。

○子ども家庭部長 ご説明します。これまでは、子ども家庭支援センターは東京都の1事業、機能として都内の各市町村で設置されていますが、児童福祉法が改正されて、今度は国が設置するというガイドラインができましたので、子ども家庭センターと変わりました。

○J委員 どうもありがとうございました。すみません、本当に。ひとまず大丈夫です。

○A会長 ありがとうございます。いろいろと分かってよかったと思います。F委員から質問がありました。生活介護事業所、昨年度、福祉部長のほうから発言があつて、生活介護事業所、医療が必要なお子さんの生活介護事業所を立ち上げる予定だということを受けての発言だと思

いますけれども、ご説明をいただけますでしょうか。

○障害福祉第四係長 障害福祉課 事務局です。今年度下半期から、生活介護の事業所が市内に立ち上がる予定です。定員は5名という聞いております。以上です。

○A会長 民営ですか？

○障害福祉第四係長 はい、民間になります。

○A会長 立川市立、民間委託ではなくて、全く民間立。

○障害福祉第四係長 そうです、民間立になります。

○A会長 F委員いかがでしょうか。

○F委員 ありがとうございます。1つでも増えるといいのですが、実際に今立川市在住で、本校に在籍している子供たちが31名います。順番に卒業してまいりますので、切れ目がありません。村山にあるんですけども、今現在は立川市の生徒さんが一番多い。7つの市の中で一番多く本校に在籍しているという状況ですので、切れ目なく卒業をしていく子供たちが、今年の高校3年生から小学校1年生まで、令和16年度までずっと続いて卒業してまいります。5名では何とかならないというところです。

皆さん、本当に卒業後も地域で暮らしていきたいというところをお持ちですので、ぜひそういったところで市内に見いだしていけるとよいなかとしますので、お願いをしたいところです。

○障害福祉課長 障害福祉課長でございます。先日、M特別支援学校の進路指導の先生も障害福祉課にお見えいただきまして、来年度の卒業、またその翌年、その翌年の見込みということも情報をいただいております。そういった状況も踏まえながら、今後、拡充に向けて検討を進めていきたいと考えております。以上です。

○A会長 ありがとうございます。福祉計画の中でも、その35人が今後どうなっていくかというところを見通しながら、設置していかれるんじゃないかと思っておりますので、また情報交換をしていただければと思います。ありがとうございます。その他、特になければ、最後の項目にいきます。

令和7年度の主な取り組みについてということで、これも障害福祉課ですね。お願いします。

○障害福祉第四係長 障害福祉課 事務局です。

今年度の取組についてお話しさせていただきたいと思っております。

今年度は、先ほどもお伝えしておりますが、行政のほうでの医療的ケア児等コーディネーターの配置を、6月に2名、職種は看護師と保健師1名ずつになります。合計2名ということ

で障害福祉課に配置することになりました。

資料8 ご覧いただければと思うんですが、昨年度、この会議、部会などでご意見いただいて、医療的ケア児等コーディネーターの役割をまとめさせていただきました。左側の部分が、立川市の行政の配置になるコーディネーターの役割となります。右側の部分が、民間の相談支援事業所などで配置されているコーディネーターの主な役割となります。真ん中のところは共通している内容、医療的ケア児等の個別支援、相談やコーディネートは共通の役割となっております。

こちらについては、立川市のほうでの行政のコーディネーターの役割ということで、ご家族や支援者、医療機関など様々なところからの相談の窓口、問合せになっているところです。協議の場にも、先ほどもお話しさせていただきましたが、参加する予定で、こちらの準備も含めて携わっていく予定でございます。

あとは、今までも、下のほうに書いてある在宅人工呼吸器使用者等の災害時の個別支援計画作成業務などは、保健所の担当保健師の方に毎年来ていただいて、難病の方の情報をすり合わせて、個別支援計画を立ててきたのですが、保健所の方と、担当のケースワーカーとでなかなか進まない部分もございました。更新なかなかできていなかったりとか。まず新規の方の計画を立てるといようなことがございまして。そういったところも、今回、コーディネーターが行政に入ることによって、補助ができて進んでいけばと考えているところです。

次に、資料9の東京都の医療的ケア児等コーディネーターの支援体制整備促進事業についての資料でございますが、立川市は今年度予算を計上しておりまして、実施主体の①から③までの要件を満たすことができたため、この補助金を活用してコーディネーターの支援体制整備促進事業が年度途中から開始できるように、まだ要綱をお示しすることができず申し訳ありませんが、準備を進めているところです。9月のコーディネーター連絡会で、民間の相談支援事業所の皆様にこの事業について周知して、サービス等利用計画策定前の業務に活用いただけるように準備しているところです。ケース検討会や研修会につきましても、今年度の実施に向けて準備していきたいと思っております。

あと、最初に課長がお話しさせていただいた、医療的ケアが必要なお子さんのためにという立川市の相談窓口などのご案内の資料がありますが、こちらについても、コーディネーターの周知も兼ねて、あとは数字とか、組織もいろいろ変わったところがございますので、一旦整えて、案の段階ですが今、作っているところになります。こちらにつきましては、委員の皆様から、このところはちょっと直したほうがいいんじゃないかとかご意見がありましたら、事務

局までお寄せいただき、そちらも反映させたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

○A会長 質問はありますでしょうか。もう時間も来てしまいましたけれども、よろしいでしょうか。J委員。

○J委員 医療的ケア児等コーディネーターの役割というところで、多分、全体の医療的ケア児等コーディネーターの正式な文書に入ると思うのですが、立川市の役目として、東京都のセンターとの連携であったり、情報共有とか協力とかというのを入れた方がいいのではないかと、私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○A会長 いかがでしょうか。

○障害福祉第四係長 ありがとうございます。付け加えるようにしていきたいと思ひます。ご意見ありがとうございます。

○A会長 東京都のコーディネーター事業でいうと、3層構造になっているうちの2層目がこの立川市になりますので、その部分を明確にしたほうが良いというような意見かなと思ひますね。

質問はほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。

時間になりましたので、そろそろお開きにしたいと思ひますけれども、最後に宣伝というか、私自身の感想というか、終わりに一言言いたいと思ひます。はぐくるりん、すてきな施設ができたなと思ひて見ていました。災害時において、非常用自家発電機があつて、これ、人工呼吸器をつけている方も使えるのかな、どんな発電機かななんて、個人的には思ひていました。子どもたちの支援がこのはぐくるりんによってさらに一歩進んでいくんだらうなと思ひます。令和3年に医療的ケア児支援法が制定されて、そして3年後の見直し条項があつて、この5月に超党派の会議が立ち上がりました。内閣立法とは異なつて、議員立法というのは、議員さんたち自身で新しい法律改正をしなきゃいけないということがあつて、少しハードルが高いということは聞いております。その改正のポイントが、先ほどちょっと言ひましたけれども、児から者への拡大ということになっていますね。

みなさんの手元に第2回全国大会のプリントを配布していただきました。タイトルが児から者なんです。この会議は、基本的には児を対象にした会議でありますけれども、先ほどG委員からもありましたように、者を見据えていくということがこれから必要になってくるのかなと思ひます。そういう意味では、この会議もそうしたライフステージを見据えたことが、今後の取り組みになっていくと思ひます。

とはいえ、まず3年間のしっかりとした歩みをしていければいいかなと思いますので、今後ともよろしく願いしたいと思います。では、以上をもちまして、本日はお疲れさまでした。

午後4時 閉会

